

江戸川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る指導検査重点事項等

令和5年4月1日適用

1 一般指導検査等の重点項目

(1) 運営関係

ア 職員の確保及び処遇

- (ア) 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。
- (イ) 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- (ウ) 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。
- (エ) 職員の資質向上のための取組を適切に行ってているか。

イ 安全対策の徹底

- (ア) 安全計画の策定等がなされているか。
- (イ) 在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。
- (ウ) 消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。

ウ 江戸川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

(以下「区条例」という) 関係

- (ア) 区条例を遵守した施設運営を行っているか。

(2) 保育内容関係

ア 保育所保育指針の徹底

- (ア) 子どもの人権に十分配慮するとともに、子供一人一人の人格を尊重した適切な保育が行われているか。
- (イ) 不適切な保育の未然防止及び発生時の対応のための取り組みを行っているか。
- (ウ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

イ 児童一人ひとりに応じた保育の徹底

- (ア) 児童の健康状態の把握が適正になされているか。
- (イ) アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

ウ 安全対策の徹底

- (ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が徹底されているか。
- (イ) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- (ウ) プール活動・水遊びや園外保育時、その他、保育中の事故防止に配慮しているか。
- (エ) 上記(ア)から(ウ)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (オ) 食中毒・感染症(特に新型コロナウイルス、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌O157、ノロウイルス)予防対策が徹底されているか。

(3) 会計関係

ア 適切な会計処理の徹底

- (ア) 各会計基準に従った適正な会計処理が行われているか。
- (イ) 計算書類等が適正に作成されているか。
- (ウ) 資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。

イ 管理組織の確立

- (ア) 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。
- (イ) 資産管理が適正に行われているか。

ウ 契約事務の適正化

- (ア) 契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明しうるものとしているか。
- (イ) 契約締結に当たっては、入札の実施により透明性を確保しているか。また、随意契約は、関係通知等により認められた範囲において適切に実施しているか。

エ 保育料の徴収額が実施要綱に定める限度額を超えていないか。

オ 実費徴収は保護者から同意を得た上で徴収しているか。

(4) 江戸川区各加算要綱関係

ア 各加算要綱の補助目的に沿った対応を行っているか。

2 特別指導検査等の重点項目

(1) 運営関係

法令等を遵守した施設運営を行っているか。

(2) 保育内容関係

保育内容は、通所する児童の心身の健全な発達を図るものとして、良質かつ適切なものか。

(3) 会計関係

各会計基準や関係通知に則った適切な事務処理が行われ、施設の運営に要する費用が適正に使われているか。

3 実施計画

(1) 対象施設

江戸川区が確認する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が運営する施設（以下「保育施設」という）を対象とする。

(2) 実施形態

ア 一般指導検査

(ア) 実施方法

保育施設ごとに日程等を策定し、保育施設又は当該保育施設を設置運営する法人等の事務所に赴き実施する。

(イ) 実施単位

保育施設を単位として実施する。なお、当該保育施設検査と合わせて、適宜、社会福祉法人検査を実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たりの体制は、江戸川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に係る検査実施方針（令和5年4月1日適用）（以下「方針」という）第9条第3項の規定に基づき定める。

(エ) 実施通知

方針第9条第1項の規定に基づき通知する。ただし、緊急を要する場合等には、通知期間を短縮する（当日交付を含む）。

(オ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、指導検査を開始するまでに別に定める。

イ 特別指導検査

(ア) 実施方法

保育施設ごとに日程等を策定し、保育施設又は当該保育施設を設置運営する法人等の事務所に赴き実施する。また、必要に応じて、保育施設の関係者等の来庁を求め、執務室等において実施する。

(イ) 実施単位

保育施設を単位として実施する。なお、当該保育施設検査と合わせて、適宜、社会福祉法人検査を実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たりの体制は、方針第11条第2項の規定に基づき定める。

(エ) 実施通知

方針第11条第1項の規定に基づき通知する。ただし、緊急を要する場合等には、通知期間を短縮する（当日交付を含む）。

(3) 全体計画の作成時期

当該指導検査を実施するまでに策定する。

(4) 選定方針

ア 選定期点

原則として、当該年度の4月1日時点で現存する保育施設とする。ただし、年度途中に開設した保育施設については、必要と認められる場合、指導検査の対象とする。

イ 選定方法

保育施設は、児童福祉法に基づく指導検査に合わせて選定する。

4 関係団体等との連携

(1) 東京都

連携を図り、指導検査に係る必要な情報の交換を行う。

(2) 社会福祉法人指導所管

社会福祉法人が運営する保育施設の指導検査については、社会福祉法人指導検査との同時開催を実施するなど、社会福祉法人指導所管との必要な連携に努めるものとする。

(3) 関係部署

委託費等の運営経費支給や巡回支援を担当する部署と連携し、計画的に指導検査等を進めるとともに、指導検査等の依頼を受けた場合は、機動的に対応する。